

資料4

原子力委員会の組織等の議論に向けた整理

平成25年10月24日
内 閣 府

1. 原子力基本法・原子力委員会設置法制定の経緯

1954年

- ・日本学術会議第17回総会において「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」(いわゆる原子力3原則)が可決される(参考1)。

1955年

- ・5月、原子力利用の問題について準備的な調査を行うため、内閣に関係閣僚及び有識者からなる「原子力利用準備調査会(原子力利用審議会)」設置(諮問機関)。同7月に、事務局として、経済企画庁計画部に原子力室を設置(政府部内における検討の開始)
- ・9月、原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)に参加した原子力調査議員団が、帰国後に共同声明を発出(参考2)
- ・10月、衆・参両議院の超党派議員による「原子力合同委員会」が発足(議員による検討の開始)。経済企画庁を始め、行政庁等と意見交換しながら、原子力基本法案要綱、原子力委員会設置要綱案等の検討を行う。原子力合同委員会の事務局は国会図書館調査立法考查局が担当。
- ・11月、原子力合同委員会は、「原子力委員会設置要綱案」、「科学技術本部設置法案要綱」、「原子力に関する基本法案要綱」等について審議・決定し、プレス発表。以降、要綱を各党に持ちかえり党内で調整しつつ、法案について検討を実施。また、原子力基本法は議員立法とし、原子力委員会設置法は政府から提出することとなった。
- ・12月9日、閣議において、原子力委員会設置要綱を決定
- ・12月10日、原子力委員会設置法が、閣法として衆議院に提出される
- ・12月13日、原子力基本法が、議員立法として衆議院に提出される
- ・12月16日、原子力基本法及び原子力委員会設置法が可決される

2. 企画・決定機能と民主的な体制の構築について

原子力委員会に求められた要件について

○1956年(原子力委員会設置時)における整理

【法案作成過程における意見】

- ・日本学術会議「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」(1954年4月)「真に民主的な運営によつて、わが国の原子力研究が行われることを要求する。」
- ・原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)に参加した原子力調査議員団による共同声明(1955年9月)「我が國も世界の進運におくれないため、……強力な政策を確立することに完全に意見の一一致を見た」「超党派的に長期的年次計画を確立し、これを推進して本問題は政争の圈外に置くこと」
- ・第三回原子力合同委員会(超党派議員による検討会)松前重義理事(右派社会党)見解「原子力委員会については、英國でも非常任委員を入れて挙国態勢でやっているが、日本でも超党派性をもち、独立性をもつ必要があること」(「原子力諸法案の生れるまで※」より抜粋)

【国会審議における説明】

- ・正力国務大臣による原子力委員会設置法等の提案理由、概要説明
「わが国における、これら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力かつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られている」「原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし……」

等、法案作成過程における議論や提案理由説明に見られるように、原子力委員会の設置にあたっては、

- ①原子力行政を強力かつ総合的に推進する機関であること
 - ②民主的な運営を図ること
 - ③超党派性をもち、独立性を持つこと
- が必要とされた。

※「原子力諸法案の生れるまで」

原子力諸法案の生れるまで(日本原子力研究所, [1964])

原子力合同委員会の事務局を担当した国会図書館調査立法考査局の職員(1955年当時)として、原子力基本法等のドラフト作成や総合調整の任に携わった菅田清治郎氏が保管していた資料・メモを日本原子力研究所(発刊時、菅田氏は日本原子力研究所理事)がとりまとめたもの。(著者、発刊年は国立国会図書館書誌データによる)

組織のありかたについて

○1956年(原子力委員会設置時)における整理

【法案作成過程における意見】

原子委員会を含む原子力行政機構について、まず、昭和30年9月22日、政府から、原子力法案大綱において原子力審議会設置案が示され、これを受け、超党派の議員による検討会(原子力合同委員会)との調整・意見交換が進められた。

「原子力に関する基本政策、基本計画を審議するため、学識経験者からなる審議会を設ける。」

(原子力法案大綱(昭和30年9月22日)※経済企画庁が作成し、民主党政調会で説明)

「原子力委員会については……超党派性をもち、独立性をもつ必要があること。」

「原子力審議会として超党派性をもつ程度では、時の政府に左右されて危険だから、委員会組織であるべきこと。……」

(第三回原子力合同委員会(昭和30年10月18日)松前重義理事(右派社会党)見解)

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇より抜粋)

また、検討に際しては、委員会組織の位置付け、委員長の位置付け、事務局組織の位置付け等について、政府(行政管理庁)、原子力合同委員会及び与党(自民党)の間で調整が行われた。

「超党派の原子力委員会を設置することについては、原子力合同委員会の一一致した見解であるが、この考え方に対して、政府側の見解は、必ずしも、原子力合同委員会とは一致しない。即ち、行政委員会方式の原子力委員会については、政府としては過去に苦い経験をもつてるので、必ずしも、容易に賛成する態度をとれない。そこで、当然に原子力委員会の在方が問題になるわけである。いわゆる審議会形式の委員会にしても、その置き方にはいろいろの問題を孕む。原子力合同委員会側は、強力な権限をもった委員長を置く委員会の在り方には賛成しない立場をとり、委員長は座長の形であり、委員会を代表して権限行使するものにはしないとの考え方をとっていたが、政府としては、委員長は政府任命の国務大臣が当たり、権限をもつものにしたいとの考え方をあらわにしていた。そこで、問題は二つの点にかかり、一つは行政委員会方式をとるか、とらないか、二つは、行政委員会方式をとらない時には、どういう形で、超党派的性格と希望(共通の広場たる)を委員会に、具体的にもりこませるか—の点に調整の方向がかゝっていた。」

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇第二部(二)原子力委員会設置法の経過より抜粋)

その後、自民党科学技術特別委員会での「行政機構改革の一環として行政委員会の整理をかゝげている時に、行政委員会を増設するのは逆行である*」「行政委員会は、強力な原子力行

※(参考3)「行政機構改革に関する件」(昭和27年4月5日 閣議決定)

政の確立に最適の方法ではない。」等の議論を踏まえ、政府案がとりまとめられ、12月10日に原子力委員会設置法が政府より衆議院に提出された。政府案の概略は以下のとおりである。

- ・総理府に審議会組織として原子力委員会を置く
- ・原子力委員会の所掌は、原子利用に関する事項について企画し、審議し及び決定する。
- ・必要に応じ、総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとしている。
- ・委員長は国務大臣をもって充てる
- ・委員会の庶務は、総理府原子力局が処理し、将来科学技術庁が設置されたときは、これに吸収する

原子力基本法については、さらに、原子力合同委員会において字句の修正が行われ、12月13日に議員立法として衆議院に提出された。

【国会審議における説明】

原子力委員会設置法案及び原子力基本法案、国会の審議にあたっては、原子力委員会の検討の際に考慮された

- ①原子力行政を強力かつ総合的に推進する機関であること
- ②民主的な運営を図ること
- ③超党派性をもち、独立性を持つこと

といった各点については、以下のとおり説明が行われている。

①原子力行政の強力かつ総合的な推進

「審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮詢に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういったことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになっておりまして、きわめて強力な機関とされている……」

(昭和30年12月15日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長)))

②民主的な運営

「原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、……」

(昭和30年12月10日 科学技術振興対策特別委員会 正力国務大臣)

「この行政を民主的に運営をいたしますためには、各界から選ばれました委員によってなる合議制の原子力委員会というものをまず設けまして、ここでいろいろ原子力利用に関する重要な事項について企画、審議、決定をしていただきまして……」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長)))

「それで行政機関を民主化するという精神が組織上どういう点に一番現われているかと申しますと、普通はその行政機関が合議制の機関になっているということが、これが独任制の機関に比して民主的な構成になっている……第二点におきまして、その委員が国民の代表機関である国会の承認を経て任命される、任命手続の点におきまして、これがやはり構成上民主的なあり方を保障する……」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君(行政管理庁管理部長)))

③超党派性、独立性

「超党派的な挙国的な形をもって、この原子力問題を遂行して行くにはどういう形が一番適切であるかということをいろいろ考えました結果……こういう、形にするが一番さしあたり妥当であるということでこの決定を見た」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(斎藤憲三君(経済企画政務次官)))

また、検討に際し、委員会組織のあり方としては、①委員会組織の位置付け、②委員長の位置付け、③事務局の位置付け、といった点が論点となっていたが、これらについては、次のように説明がなされている。

①委員会組織の位置付け

「審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮詢に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういったことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになっておりまして、きわめて強力な機関とされているのでございます。」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長))
(再掲))

「この原子力委員会設置法では、委員会はこの第二条の各号に掲げるような事項について企画し、審議し及び決定するということになっておりますが、これにつきましては結局委員会の決定だけで、それが直ちに国家意思として外部に発表される、あるいは外部に実施されるということではございません。第三条でもわかります通り、その決定した事項は総理大臣に報告され、総理大臣はその決定を尊重してこれを実施に移す、そういう建前になっております。」

「原子力に関する行政というものについては、やはり内閣の責任というものをはっきりさせて行きたい、……それと同時に、この原子力の利用ということは、いろいろ各方面に非常に重大な関係のあることでございますから、その決定方針についてはなるべく民主的な態勢を

とって行きたい、そういう二つの要請をかみ合せて、こういう組織ができたものと考えております。」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会(政府委員(林修三君(法制局長官))))

②委員長の位置付け

「政府の行政部面における重要な意思決定機関でありまするので、政府の、あるいは内閣の責任、内閣の政策との和をはかるという意味におきまして、国務大臣を委員長とした」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君(行政管理庁管理部長)))

③事務局の位置付け

「原子力委員会には実行の手足となるような事務局は置かれませんで、この原子力委員会設置法の第十五条に、ただ「庶務は、総理府原子力局において処理する」ということでございまして、行政の実施は飽くまで原子力局がやる」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会(政府委員(賀屋正雄君)(内閣総理大臣官房審議室長)))

こうした審議を経て、設置時における原子力委員会の位置付けは、原子力委員会を審議会組織としつつ、諮問があつて初めて活動するというのではなく、自発的に企画し、審議・決定をすることができることとし、決定については尊重規定を設けるとともに、執行機関である科学技術庁の長である国務大臣を委員長とし、事務局機能を科学技術庁の原子力局が担うという形態となった。

○1978 年の原子力安全委員会設置の際の整理

原子力船「むつ」の事故(1974 年)を背景に、1975 年に内閣総理大臣の私的諮問機関として、原子力行政懇談会が設置され、原子力開発利用をめぐる全般的な行政体制の見直し作業が行われるとともに、科学技術庁においても、原子力の安全確保について明確な責任体制を確立するため、原子力局の事務のうち、安全規制に関するものを分離、独立させ、これを統一的に実施する原子力安全局を設置した。さらに、原子力行政懇談会の提言を踏まえ、原子力安全確保体制を強化するため、それまでの原子力委員会の有していた機能のうち、安全確保に関する機能(原子力開発利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定すること)を分離し、これを所掌する原子力安全委員会が新たに設置された。

○2001 年の省庁再編の際の整理

2001 年 1 月に中央省庁の再編が行われ、原子力委員会は、内閣府に設置されることとなり、内閣府の政策統括官(科学技術政策担当)が原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について分掌し、原子力委員会の事務局機能を担うこととなったことから、政策の執行機関が原子力委員会の事

務局を担う体制ではなくなっている。

また、設置法より、「原子力委員会委員長が国務大臣（科学技術庁長官）でならなければならぬとする規定」「尊重義務規定」が削除された。

○これまでの主な決定

- ・動力炉開発の基本方針について（内定）（1966）
 - ・我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価について（2000）
 - ・我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について（2003）
- 等、約 700 件

3. 委員の位置付けについて

委員の選任について

○1956年(原子力委員会設置時)における整理

【法案作成過程における意見】

委員の選任については、後の国会審議に見られるように、民主的な運営の確保の観点から、広く各界から委員を選ぶことで検討が進められており、担当国務大臣(委員長)の他、科学技術の学識経験者2名、実業の経験者(財界)1名、労働者(労働組合)1名で構成する方向で検討されていた。

3 委員は、次に掲げる者につき、内閣が両議院の同意を得て、これを任命する。

- 一 科学技術の学識経験者 二人
- 二 実業の経験者 一人
- 三 労働者 一人

(原子力基本法第三次案(昭和30年12月3日) ※原子力合同委員会作成)

【国会審議における説明】

「原子力の研究は各方面の協力が必要であります。各方面の力を合せてやっていきたい。従って、あらゆる階級、権威者に加わっていただきたい」

(昭和30年12月10日 科学技術振興対策特別委員会(正力国務大臣))

「今各界からということで、どの界というふうにきめませんが、できるだけ全国民が承認するようなりっぱな人を選びたい」

(昭和30年12月16日 商工委員会(正力国務大臣))

○1978年の原子力安全委員会設置の際の整理

原子力研究開発利用の発展に応じ、原子力委員会の所掌する事務が増大していることから、1961年に原子力委員会設置法が改正され、委員が4名から6名に増員になっていたところ。1978年に原子力安全委員会が設置されたことにともない、それまで原子力委員会の有していた機能のうち、安全確保に関する機能(原子力開発利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定すること)が移管されたことから、委員が6名から4名に見直された。

○2001年の省庁再編の際の整理

省庁再編に際し、「原子力委員会委員長が国務大臣(科学技術庁長官)でならなければならぬとする規定」が削除されたことから、省庁再編後は、各分野の5人の有識者が委員長及び委員として任命されている。

(委員の専門分野(例))※囲みは委員長、下線は常勤委員

1960 年

中曾根康弘(国務大臣)、石川一郎(財界・企業)、有澤廣巳(経済学)、兼重寛九郎(機械工学)、木原均(農林生物学)

1977 年

宇野宗佑(国務大臣)、井上五郎(中部電力会長)、宮島龍興(物理学)、御園生圭輔(医学(放医研究所長))、吹田徳雄(電気工学)、新関欽哉(元大使)、向坊隆(応用化学)

1979 年

金子岩三(国務大臣)、清成迪(原子力工学(元動力炉・核燃料開発事業団理事長))、宮島龍興(物理学)、島村武久(元科学技術庁原子力局長)、新関欽哉(元大使)

1989 年

宮崎茂一(国務大臣)、向坊隆(応用化学)、門田正三(東京電力副社長)、中江要介(元大使)、大山彰(原子力工学)

2001 年

藤家洋一(原子力工学)、遠藤哲也(元大使)、木元教子(評論家)、竹内哲夫(東京電力副社長)、森嶌昭夫(法学)

2012 年

近藤駿介(原子力工学)、鈴木達治郎(原子力政策)、秋庭悦子(消費生活アドバイザー)、尾本彰(東京電力顧問)、大庭三枝(国際政治学)

委員の常勤・非常勤について

○1956 年(原子力委員会設置時)における整理

法案作成過程においても、国会での審議においても、委員を常勤とすることについて議論が行われた形跡はない。一方、非常勤については、国会審議において、適任者を委員とするに当り、選択する範囲を広くする観点から、委員のうち、二人まで非常勤とができるものとする規定が設けられたとの説明がなされている。

「常勤、非常勤の差をつけたということは、その委員を選択する範囲を広くすると、どうしても常勤ではお招きできないけれども、非常勤ならばこの際に適任者で、これをお招きできるというような場合もあるかと、こう思うわけであります。そういう場合の道を広くした。」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君)(行政管理庁管理部長))

○1978 年の原子力安全委員会設置の際の整理

特に無し

○2001 年の省庁再編の際の整理

特に無し

大臣と委員長の関係について

○1956 年(原子力委員会設置時)における整理

原子力委員会は、原子力行政に関する政策の企画・審議・立案等の広範な権限を有しており、政府・内閣の責任、政策との和をはかるため、科学技術庁長官たる国務大臣を委員長とすることとされた。

○1978 年の原子力安全委員会設置の際の整理

特に無し

○2001 年の省庁再編の際の整理

省庁再編にあたり、審議会の整理合理化において、原則として国務大臣を委員としない方針が示されたことを踏まえて、これに従うこととし、また、原子力利用は多岐にわたる分野への広がりを見せ、高い専門性と長期にわたり継続して問題に取り組む必要が出てきたことも考慮し、学識経験者を含め、最適な者を委員長に任命することとした。

省庁再編後は、委員の就任に際し、大臣と原子力委員との意見交換を実施している他、原子力政策大綱については、策定後、大臣への報告会を実施し、閣議でご説明いただいている。また、原子力白書については、大臣に報告し、閣議で配布いただいている。

4. 勧告、報告について

○1956 年(原子力委員会設置時)における整理

・設置時の資料に言及なし

○1978 年の原子力安全委員会設置の際の整理

・特に無し

○2001 年の省庁再編の際の整理

・特に無し

○他の審議会組織における勧告の事例

原子力安全委員会では、東京電力(株)の原子力発電所における自主点検作業記録の虚偽報告(2002)の際に、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第 24 条に基づき、経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」を行っている(参考4)。

○課題等

・これまで、法令に基づく勧告、報告等は行われていない。

- ・原子力委員会の事務は、各省の協力の下進めてきており、これまで、見解の発出、提言を行つてきているが、勧告の発出には至ってはいない。
- ・プルトニウム利用計画等、重要なものについては、報告の位置付け等を明確にするために、今後、法令に基づき報告・協力を求めることも考えられる。

5. 原子力規制委員会への通知等

○福島第一原子力発電所事故後の整理

- ・原子力安全に関する議題について、定例会・臨時会で審議した際には、前広に通知を行つてゐる。
- ・これまで、「今後の原子力研究開発の在り方について」「事業者の安全性向上に向けた原子力安全推進協会の取組について」等、原子力安全に関する議題を審議した際には通知を行つてゐる。(2012年9月以降25回実施)

昭和29年4月23日

日本学術会議第17回総会

原子力の研究と利用に關し公開、民主、自主の原則を要求する声明（聲明）

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の利用は、将来の人類の福祉に關係ある重要問題であるが、その研究は、原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおつている。

われわれは、これの現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重ならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において原子兵器に関する研究を行わないのは勿論外国の原子兵器と関連ある一切の研究を行つてはならないとの堅い決意をもつてゐる。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるために欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模することなく、眞に民主的な運営によつて、わが国の原子力研究が行われることを要求する。特に、原子力が多くの未知の問題をはらむことを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行わるべきことを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが國の技術の進歩と國民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。

(参考2)

原子力調査国会議員団の共同声明(1955年9月12日)

ジュネーヴに於ける原子力平和利用国際会議に出席し、且つその国の実情を調査したが、われわれは、有力国に於ける原子力の平和利用が予想以上に広く且つ深く発展し、原子力時代に当面している事実に驚き、わが国も世界の進運に遅れないため、次の要綱により急速に、強力な政策を確立することに完全に意見の一一致を見た。

- (1)超党派的に長期的年次計画を確立し、これを推進して本問題は政争の圈外に置くこと。
- (2)総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用及び日本学術会議の所謂三原則の基本線を厳守するとともに、資源、燃料、技術の国家的管理、安全保障、教育及び技術者養成、国際協力等の事項を規定すること。
- (3)機構については、国会に科学技術に関する常任委員会を設置し、政府に科学技術行政機構を確立して科学技術並に原子力平和利用を推進するとともに、平和利用の開発、研究、及び採鉱精錬を担当する二公社を設立し、広く官民の科学技術力を融合協力せしめて弾力性ある組織とすること。尚、原子核研究所は右開発研究の公社に統合せられるものとする。
- (4)国際協力については、如何なる国とも積極的に研究、開発の提携協力を行い、特に設立されると予想される国連の原子力平和利用機関には、わが国の特殊な事情に鑑み、有力な発言権を確保する様推進すること。
- (5)当面の建設設計画としては、総合的研究所の設立と併行して、三年以内に少なくとも二個以上の実験炉及び現在計画中の一号炉を完成し、その進行に応じて発電実験炉の建設に着手すること。

右及び総合基礎研究の諸経費として、三年間に約三百億円の予算を確保すること。
われわれは、右諸問題の推進につき各方面の御了解と熱烈なる御協力を切望して止まない。

昭和三十年九月十二日

原子力調査国会議員団

中曾根康弘(民主)

前田 正男(自由)

志村 茂治(左社)

松前 重義(右社)

(参考3)

行政機構改革に関する件

昭和 27 年 4 月 5 日 閣議決定

- 1 来るべき我国の自主自立体制に即応し、現在の国力に適わしい簡素、且つ能率的で而も民主主義の原則に則る行政機構を樹立するため、戦争中及び戦後を通じて複雑厖大化した現行機構を整理合理化し、講和発効後の新時態に即応せしめることとする。
- 2 機構改革を行うに当つての基本構想は左の通りとする。
 - (1)各行政機関の権限を明確にし、指揮命令の系統を簡明にすることにより、責任体制を判然ならしめる。
 - (2)行政機構が全体としてまとまりのある活動をするよう総合調整の機能を整備する。
 - (3)重複又は密接に関連する事務及び権限を整理統合する。
 - (4)各行政機関の機構をできるだけ簡素化する。
- 3 右の基本構想に基く機構改革の基準は左の通りとする。
 - (1)各種行政委員会は審判的機能を主とするものを除き、これを廃止し、その事務は各省に分属せしめる。
 - (2)総理府は別とし、各省の外局たる庁は審判的機能を主とするもの外原則としてこれを廃止し、各省の内局又は附属機関とする。
 - (3)各府省の官房及び局中の部の制度は廃止する。
 - (4)総理府は内閣の首長として行政各部を指揮監督する総理大臣の補佐機関たるに適わしい内容のものとし、現存の各種行政事務はできるだけこれを各省に分属せしめる。
 - (5)各府省の内部機構及び地方出先機関をできるだけ簡素化する。
- 4 右基準に基く機構改革の具体案は別紙の通りとする。
- 5 別紙案に基く各省設置法等改正法案は、関係各省において立案するものとし、その施行期日は 7 月 1 日とする。但し特別調達庁の新機構移行の時期は別途考慮する。
- 6 今回の機構改革に伴う廃官等により不要となる職員については直に定員法改正による定員削減の措置をとることなく、機構改正実施後の人員配置の実情を勘案の上、閣議決定によってその定員を使用しない方法をとることとする。但し廃庁等により多数人員の整理を要する場合には定員法改正による減員を考慮するものとする。
- 7 今回の機構改革に関連して一定期間内(本年 12 月末日を予定)に退職する者に対しては、行政整理の場合と同額(8 割増)の退職手当を支給しうるよう法的措置を講ずることとする。その数及び範囲は各省庁ごとに別に閣議決定するものとする。

- 8 今回の機構改革に併行し、行政事務を整理するため閣議決定による非公式の機関として法令整理本部(仮称)を設置する。本部は法務総裁を本部長とし、法務府法制意見局、内閣官房、行政管理庁、大蔵省主計局、地方自治庁等の関係官を以って構成するものとし、事務整理のための各種法令の整理、国家公務員法の改正、行政事務の簡素化及び共管事務の整理等について検討するものとする。
- 9 各府省庁の附属機関(試験所、研究所等)の整理簡素化については、引き継ぎ検討を加えるとともに科学技術研究の統合合理化及び予算編成機能を総理府に移管することについても慎重に研究することとする。
- 10 地方行政機構の簡素合理化については地方行政簡素化本部の立案したところにより別途措置することとする。

「行政管理庁二十五年史」(行政管理庁行政管理二十五年史編集委員会編 行政管理庁 1973
pp.712-723)

写

14府原第118号
平成14年10月29日

経済産業大臣
平沼赳夫 殿

内閣総理大臣
小泉純一郎

原子力安全の信頼の回復に関する勧告について

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第24条の規定に基づき、原子力安全委員会から別添のとおり勧告を行うので、適切な対応を取るべくお取り計らい願いたい。

原子力安全の信頼の回復に関する勧告

平成14年10月28日

原子力安全委員会

原子力の研究開発利用は、政府が責任を持って取り組んでいる重要政策であり、安全確保が大前提であるが、昨今の原子力発電所における点検をめぐる不正等により、原子力安全に対する国民の信頼が著しく損なわれている。この状況を放置すれば、エネルギー供給の安定確保の面から、国民生活へ重大な影響が生じる可能性があり、由々しき事態である。原子力安全の信頼回復に向け、直面する困難を早急に克服し、現状を打破することが喫緊の課題である。

このため、個々の事案に関する原因究明とそれへの適切な対応を図ることは当然として、それらに共通する根源的原因の除去と再発防止の観点から、関係法令の改正等あらゆる手段を尽くして、抜本的対策を講じることが必要である。また、原子力発電所以外の原子力関連施設についても、それぞれの施設の特徴を踏まえつつ、適切な対応をとるべきである。

については、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」第24条の規定に基づき、以下の通り、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を行う。

当勧告は、これまでに明らかになった事実に基づくものであるが、今後とも、原子力安全委員会は、原子力安全規制体系のあり方を含め、原子力安全の強化策及びその信頼醸成策について、総合的かつ真摯に検討していく。

1. 国と事業者の責任分担の明確化

原子力施設の安全確保は、設置許可を得ている事業者に第一義的責任があるため、事業者の安全確保への自主性と責任感が確立されていなければならない。国はこれを前提に、安全確保に係る事業者の判断の基準を明確に示すとともに、事業者の活動の細部にまで容喙、干渉するような過度の規制強化に陥ることなく、事業者による自己責任の明確化の観点から、事業者の保安活動が適切な品質保証体制の下で実施されていることを監査し、それを国民に対し説明する責任がある。最近の原子力発電所における不正等は事業者の自主性及び責任感が確立していないことを露呈したが、それは国と事業者との間の責任分担関係が不明確であったことが一因である。

このため、経済産業省においては、事業者によるいわゆる「自主点検」のあり方の明確化を図るなど、規制に係る法令等を見直すこと。また、国による監査機能の向上のため、原子力安全・保安院自身の検査能力を増進させるとともに、現行法上規定されている立入検査等の情報徴求手段の有効性を高めることなどを通じて、検査実施体制を抜本的に見直し、実効的な規制体制を確立すること。

2. 運転段階の安全を重視した規制制度の整備

原子力安全に係る規制体系、法令、基準類は、時代とともに必要な改正が加えられてきているものの、施設や設備の安全設計と建設を主眼とする、開発の初期に作られた制度が、基本的にそのまま今日まで受け継がれている。しかしながら、我が国における原子力発電の現状及び将来を考えると、安全確保の重要性は、既存の設備の適切な維持管理による運転段階の安全確保へ相対的にその比重が移って来ている。

経済産業省においては、上記の情勢の変化を踏まえて、設備の安全な運転維持に關し適切な技術基準の策定に取り組むことともに、その運用に当たっても、検査の合理性と客観性を確保し、国民に対する説明責任を十分に果たし得る制度を整備すること。その際、常に、最新の技術的知見を反映できるようすること。

3. 情報公開と透明性の向上

情報公開による透明性の確保は、国及び事業者による安全確保活動が適切に実施されていることを社会的に監視する仕組みとして不可欠である。特に、公共の災害防止に関連する重要な情報は、テロ対策等のセキュリティ確保の観点から制限せざるを得ないものなどを除き、すべて国民に遅滞なく直接提供されなくてはならない。

この観点から、経済産業省においては、原子力安全に関する関係諸法令の運用を明確にし、それに関する情報を原則としてすべて開示することにより、規制の透明化を図り、規制に対する信頼性を高める努力を自ら講ずること。また、安全運転に係る透明性の強化のためには、国や地方公共団体の指導を待つまでも無く、事業者が自主的に情報発信することが最重要であるとの認識に立って、経済産業省は事業者に対し、規制の直接の対象とならない故障・トラブルなどに関する情報を含め、安全運転に係る情報の外部への恒常的発信を積極的に奨励すること。

また、原子力安全に対する社会的監視機能を持つ申告制度をより適切に活用する観点から、経済産業省においては、その調査能力を向上させるとともに、保守点検等に携わる関係事業者からの申告についての取扱いを含め、そのプロセスの透明性の確保に特段に留意すること。

(参考5)

勧告に関する国会質疑

166-衆-経済産業委員会-7号 平成19年04月11日

○近藤洋介委員 ぜひ御検討いただきたいと思います。

悪魔は細部に宿るということわざのとおり、やはり細部の細かなのが積み重なってレベル7の事故につながる、こういうことでありますし、最後に、原子力委員会の田中委員長代理にお越しいただいているので、お忙しいところ恐縮でございます。時間ですので、最後に一問だけ伺います。

要は、今までの議論も踏まえて、原子力委員会としても、現行の体制の見直し等を含めて何らか意見をすべきではないかと思います。とりわけ、これは経済産業省の体制で、推進部隊のエネ庁と保安院、これは別々の組織でありますけれども、そうはいっても、アクセルとブレーキが本当に一体でいいのか等々含めて、これはやはり、国の原子力政策の体系のあり方についても含めて、この保安のことも含めて、原子力委員会が一度も勧告をしていないというのは、私はちょっとショックだったんですけれども。それこそ、これを機に考え直すこともあるっていいのではないか。原子力委員会としての御所見を最後にお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○田中参考人(原子力委員会委員長代理) ありがとうございます。

先生も御承知のように、我が国の安全規制は、平成十三年に原子力安全・保安院が設置されまして、その後、十四年度に、従来からの安全行政の責任を果たしてまいりました原子力安全委員会について、ダブルチェック体制の機能の強化を図ってまいりました。御承知のように、平成十五年度には法の改正も行いまして、検査体制を強化するなど、独立性が明確で、しかも効果的な安全規制を行う条件の整備を国として図ってきております。

原子力委員会としては、平成十六年から十七年にかけて原子力政策大綱の策定を行ったわけでございますが、その過程で、原子力安全・保安院を分離させるべきという、今の先生の御指摘のような議論も行いました。しかし、これまで、今御説明申し上げましたような安全規制についてのさまざまな取り組みを行ってきているところでありますので、現在の段階においては、原子力安全・保安院が一番大事な役目としては、透明性の高い規制行政を行って、その内容について国民に十分な説明責任を果たすべきであるということが大切だという議論になっているところであります。

原子力委員会としましては、平成十七年の政策大綱の後、重要な政策分野につきましては、間を置かず政策評価を行ってまいりました。その第一番目に我が国の安全確保についての政策評価を行いまして、昨年、その評価を取りまとめております。こういった評価を行いながら、今先生がおっしゃいましたような勧告という形ではなくて、そういう評価をいただきながら、国民の皆様の意見もしんしゃくしつつ、制度の妥当性について、隨時、行政関係機関あるいは事業者に意見を表明させていただきたい、そういうふうに考えております。

(参考6)

原子力委員会設置法・原子力基本法の検討段階における主な意見及び関連国会質疑

2. 企画・決定機能と民主的な体制の構築について

原子力委員会に求められた要件について

①「原子力行政の強力かつ総合的な推進」関連

「この委員会はこういった事項につきまして企画し、審議し、決定をいたすわけでございますが、この決定をいたしまして、内閣総理大臣に報告がありました場合には、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないということになっているのでございまして、これは単なる諮問機関と申しますか、審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮問に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういったことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになっておりまして、きわめて強力な機関とされているのでございます。」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長)))

②「民主的な運営」関連

「原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、……」

(昭和 30 年 12 月 10 日 科学技術振興対策特別委員会 正力国務大臣)

「この行政を民主的に運営をいたしますためには、各界から選ばれました委員によってなる合議制の原子力委員会というものをまず設けまして、ここでいろいろ原子力利用に関する重要な事項について企画、審議、決定をしていただきまして、この決定に基いてと申しますより、この決定を尊重いたしまして、総理府に別の法律で設けます原子力局ができまして、これに実施を担当せざる、こういういわば二本建の行政機構を考えたわけでございます。」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長)))

「それで行政機関を民主化するという精神が組織上どういう点に一番現われているかと申しますと、普通はその行政機関が合議制の機関になっているということが、これが独任制の機関に比して民主的な構成になっている、こういうように一般的に考えられております。そういう点におきまして、この原子力委員会は五人のメンバーをもって構成されるという点において、第一に、その組織上民主的であるということが言えるわけです。第二点におきまして、その委員が国民の代表機関である国会の承認を経て任命される、任命手続の点におきまして、これがやはり構成上民主的

なあり方を保障するというような点に言えようかと思うのであります。そういう点におきまして、この原子力委員会が機構の点においても民主的な工夫がこらされている、こういうふうなことが言えようかと思います。」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君(行政管理庁管理部長)))

③「超党派性・独立性」関連

「行政機関であるか、諮問機関であるかという法的根拠を追及して参りますると、これは行政機関でなく諮問機関になる。しかし内容はこれは従来の諮問機関とは異なりまして、決定権を持たして強力なものにしてあるというこれは特別な処置でございます。それはこの原子力委員会を設置いたしまするまでいろいろ協議をいたしたのでございますが、原子力問題は日本といたしましても初めての問題であるし、また世界各国の事例を見まするというと、ほとんど全部が超党派的な形を持つた合議制の原子力委員会をもってこれを推進している。それでこの原子力基本法の第二条に掲げました「平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」という、いわゆる超党派的な拳国的な形をもつて、この原子力問題を遂行して行くにはどういう形が一番適切であるかということをいろいろ考えました結果、単なる行政機関としてこれに執行権を持たせるということでなしに、自主的にいろいろなものを取り上げて原子力問題に関する限りは企画し、審議し、そしてこれを決定する権限を与える、そういう委員会を作つて、その決定は総理大臣がこれを尊重し、原子力局における担当大臣のもとにこれを行政機関の手によって執行する、こういう、形にするが一番さしあたり妥当であるということでこの決定を見たのでございますから、従来の形から追及されまするというと、多少そこに疑義も生じるかもしれません、新しい原子力問題を国際情勢に即応して超党派的にかつ協力態勢で行こうとするから、こういう形が出て参りますので、その点を一つ御了察願いたいと御います。」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会 政府委員(斎藤憲三君(経済企画政務次官)))

組織のありかたについて

○検討段階の諸案

(1) 審議会案

・原子力法案大綱(昭和 30 年 9 月 22 日)※経済企画庁が作成し、民主党政調会で説明

一、原子力審議会

原子力に関する基本政策、基本計画を審議するため、学識経験者からなる審議会を設ける。

・経済企画庁原子力室作成の原子力基本法案要綱第一次(案)(昭和 30 年 10 月 6 日)

II 原子力審議会

1 設置

総理府に原子力審議会を置くものとする。

2 所掌事務

原子力審議会は、基本計画並びに原子力の研究、開発及び利用の促進及びこれらに関する総合調整に関し必要事項について調査審議するものとする。

3 組織

会長は、内閣総理大臣とし、委員は、関係行政機関の長及び学識経験のある者の中から内閣総理大臣が任命した者とする。

(2) 行政委員会案

・第三回原子力合同委員会(昭和30年10月18日)松前重義理事(右派社会党)見解

原子力委員会については、英國でも非常任委員を入れて挙国態勢でやっているが、日本でも超党派性をもち、独立性をもつ必要があること。

原子力審議会として超党派性をもつ程度では、時の政府に左右されて危険だから、委員会組織であるべきこと。……(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇より抜粋)

・第4回原子力合同委員会(10月19日)「原子力関係を含む科学技術機構要綱案」

(一) 原子力委員会

内閣に置く。

原子力平和利用に関する企画・立案・決定を行い、これが執行は科学技術本部において行う。

委員は常勤三名(科学技術本部総裁・学界・財界各一名)

非常勤四名(学界二名・労組・財界各一名)

委員長は委員の中より選び、特別の権限を有せざるものとする。(但し、通常、科学技術本部総裁が選任されるものとする。)※

・原子力委員会設置要綱(案)(昭和三十年十二月三日)※原子力合同委員会がとりまとめ、行政管理庁に提示

一、設置

原子力委員会(以下「委員会」という。)を総理府の外局として設置し、原子力行政を所掌させる。

二、任務及び権限

1 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する政策の企画、立案、及びその実施にあたる。

2 原子力利用に関する施策の総合調整を行う。

(略)

○政府(行政管理庁)、原子力合同委員会、与党(自民党)の調整経緯

「超党派の原子力委員会を設置することについては、原子力合同委員会の一致した見解であるが、この考方に対して、政府側の見解は、必ずしも、原子力合同委員会とは一致しない。即ち、行政委員会方式の原子力委員会については、政府としては過去に苦い経験をもつているので、必ずしも、容易に賛成する態度をとれない。そこで、当然に原子力委員会の在方が問題になるわけである。」

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇第二部(二)原子力委員会設置法の経過より抜粋)

「超党派の原子力委員会を設置することについては、原子力合同委員会の一致した見解であるが、この考方に対して、政府側の見解は、必ずしも、原子力合同委員会とは一致しない。即ち、行政委員会方式の原子力委員会については、政府としては過去に苦い経験をもつているので、必ずしも、容易に賛成する態度をとれない。そこで、当然に原子力委員会の在方が問題になるわけである。いわゆる審議会形式の委員会にしても、その置き方にはいろいろの問題を孕む。原子力合同委員会側は、強力な権限をもった委員長を置く委員会の在り方には賛成しない立場をとり、委員長は座長の形であり、委員会を代表して権限行使するものにはしないとの考え方をとっていたが、政府としては、委員長は政府任命の国務大臣が当たり、権限をもつものにしたいとの考え方をあらわにしていた。そこで、問題は二つの点にかかり、一つは行政委員会方式をとるか、どちらいか、二つは、行政委員会方式をとらない時には、どういう形で、超党派的性格と希望(共通の広場たる)を委員会に、具体的にもりこませるか—の点に調整の方向がかゝつていた。」

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇第二部(二)原子力委員会設置法の経過より抜粋)

十二月六日(火)の自民党科学技術特別委員会において、この問題に論議が集中した。その論点は、次の通りである。

原子力委員会設置の政府案に対しては、

- a 行政機構改革の一環として行政委員会の整理をかゝげている時に、行政委員会を増設することは、逆行である。
- b 行政委員会は、強力な原子力行政の確立に最適の方法ではない。
- c 科学技術庁設置法案と切りはなして、原子力委員会設置法案を臨時国会に提出する理由はない。

などの理由が展開され、難航を重ねて、結論に達しなかった。

特別委員会の意図としては、

1. 原子力委員会を行政委員会とせず、諮問機関として設置する。
2. とり敢えず、原子力局を総理府に置く。
3. 原子力局は、通常国会で、科学技術庁の発足が決定した時、同庁に吸収する。

との折衷案をとつてると有力に伝えられてきた。

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇第二部(二)原子力委員会設置法の経過より抜粋)

①委員会組織の位置付け

「この委員会はこういった事項につきまして企画し、審議し、決定をいたすわけでございますが、この決定をいたしまして、内閣総理大臣に報告がありました場合には、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないということになっているのでございまして、これは単なる諮問機関と申しますか、審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮問に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういったことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになっておりまして、きわめて強力な機関とされているのでございます。」

(昭和30年12月15日 内閣委員会 政府委員(賀屋正雄君(内閣総理大臣官房審議室長))(再掲))

「この原子力委員会設置法では、委員会はこの第二条の各号に掲げるような事項について企画し、審議し及び決定することになっておりますが、これにつきましては結局委員会の決定だけで、それが直ちに国家意思として外部に発表される、あるいは外部に実施されるということではございません。第三条でもわかります通り、その決定した事項は総理大臣に報告され、総理大臣はその決定を尊重してこれを実施に移す、そういう建前になっております。従いまして、この原子力委員会の決定いたしました事項についてのいわゆる行政事務の分担、管理する大臣は、これは内閣総理大臣になっているわけでございます。そういう意味から申しますと、この委員会の性格でございますが、これはいわゆる国家行政組織法第三条の府、省、庁、委員会、こういうものには当らない、かように考えるわけでございます。第三条の府、省、庁、委員会は、結局ここでは大体これは国家意思を決定し、外部にこれを実施する権限をもっている機関をさすのであります。従いまして、第三条の機関でないとすれば結局これは第八条の機関の中に入る、かように考えるわけでございます。第八条の機関、この行政組織法の建前から申しますならば、この第八条の機関は非常に広い範囲を包含しております。第三条の行政機関及びその地方所属部局を除く機関、これはすべて第八条の機関として考えているわけです。この機関もその意味においては第八条の機関に当たります。こういうふうに、考えております。」

「原子力に関する行政というものについては、やはり内閣の責任というものをはっきりさせて行きたい、従いまして、いわゆる内閣内の国務大臣のこの行政責任、やはり国務大臣がこれについて行政責任を持つという建前を負いて行きたい、こういう一つの立場があるわけであります。それと同時に、この原子力の利用ということは、いろいろ各方面に非常に重大な関係のあることでございますから、その決定方針についてはなるべく民主的な態勢をとって行きたい、そういう二つの要請をかみ合せて、こういう組織ができたものと考えております。いわゆる行政委員会、国家組織法第三条の行政委員会にいたしますと、もちろんその場合でも総理府に置けば総理大臣が一応の分担管理大臣にはなりますけれども、総理大臣対原子力委員会の関係は比較的うすいものになりますて、そこに内閣の行政責任を全うするという意味において、果してそれが適當かどうかという問題が出て参りますので、ここではそういう行政委員会にはしないで、こういう審議機関にして、そ

の決定を総理大臣が尊重してやるという意味で、ただいま申し上げました二つの要請を組み合せて、こういうこととしたわけあります。」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会(政府委員(林修三君(法制局長官))))

②委員長の位置付け

「御承知のこの原子力委員会は、原子力行政に関して政策を企画、審議、決定するほか広範な権限を与えられております。これはきわめて政府の行政部面における重要な意思決定機関でありますので、政府の、あるいは内閣の責任、内閣の政策との和をはかるという意味におきまして、國務大臣を委員長としたということでございますので、……」

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君(行政管理庁管理部長)))

③事務局の位置付け

「原子力委員会と原子力局の関係でございますが、大臣の先ほどの御答弁、私もはつきり記憶には残っておりませんが、ただいま御質問にありましたように、原子力委員会が決定をして、その実行の手足として原子局があるという言い方いたしますれば、原子力委員会に実行局が付いておる、こういうふうにまあとれるわけでございますが、これは誤解を生じやすい言い方でございまして、原子力委員会は決定という段階までしかいたさないのでございまして、原子力委員会は全然別物でございまして、原子力局は委員会の決定を尊重して実際に行政を執行する機関である、こういうふうにお考え願いたいと思うわけであります。その点は行政組織法にも委員会には事務局を置くと、こういう規定がございますが、今回設けられます原子力委員会には実行の手足となるような事務局は置かれませんで、この原子力委員会設置法の第十五条に、ただ「庶務は、総理府原子力局において処理する」ということでございまして、行政の実施は飽くまで原子力局がやる、こういうふうに御理解を願いたいと思います。」

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会(政府委員(賀屋正雄君)(内閣総理大臣官房審議室長)))

3. 委員の位置付けについて

委員の選任について

・第17回原子力合同委員会「原子力基本法案 第二次案」(昭和 30 年 12 月 2 日)

第二章 原子力委員会

(組織)

第七条 原子力委員会は、委員長及び委員四名をもって組織する。

2 委員長は國務大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、内閣が両議院の同意を得て、これを任命する。

一 科学技術に関する学識経験のある者 二人

二 事業に関する経験のある者 一人

三 労働組合を代表する者 一人

委員の常勤・非常勤について

ただ普通の委員会と多少異ります点は、「委員のうち二人は、非常勤とすることができる。」、二人まで非常勤とすることができるわけでございます。これはこういった重要な委員会でございますので、できるだけりっぱな識見の高い、原子力についての知識の豊富な有力な方にお願いをいたさなければならないわけでございますが、具体的な人選の場合に当りまして、常勤ということになりますれば、なかなか得がたいというような場合も考慮いたされますので、その場合には非常勤でもお願いいたすことができるような配意をいたしたような次第でございます。

(昭和 30 年 12 月 15 日 内閣委員会(政府委員(賀屋正雄君)(内閣総理大臣官房審議室長)))

むしろ常勤、非常勤の差をつけたということは、その委員を選択する範囲を広くすると、どうしても常勤ではお招きできないけれども、非常勤ならばこの際非常に適任者で、これをお招きできるというような場合もあろうかと、こう思うわけであります。そういう場合の道を広くした。

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君)(行政管理庁管理部長))

大臣と委員長の関係について

……総括的討議に示された各委員の意見は、次の諸点に整理された。

1. 両院原子力合同委員会をつくる問題
2. 原子力総局をどこにおくかの問題
3. 原子力委員会の性格と権限の問題—企画・立案だけを持つのでは困ると言う点。
4. 原子力庁と科学技術庁の二本立ての問題。
5. 原子力委員長の資格と取扱いの問題—特別の権限を与えない座長にする案。

(昭和 30 年 10 月 18 日 第三回原子力合同委員会)

(「原子力諸法案の生れるまで」より抜粋)

「行政委員会方式でない、いわゆる審議会方式の委員会にしても、その置き方にはいろいろの問題を孕む。原子力合同委員会側は、強力な権限をもつた委員長を置く委員会の在方には賛成しない立場をとり、委員長は座長の形であり、委員会を代表して権限行使するものにはしないとの考方をとつていたが、政府としては、委員長は政府任命の国務大臣が当り、権限をもつものにしたいとの考方をあらわしていた。」

(「原子力諸法案の生れるまで」第二篇「原子力委員会設置法の経緯」より抜粋)

御承知のこの原子力委員会は、原子力行政に関して政策を企画、審議、決定するほか広範な権限を与えられております。これはきわめて政府の行政部面における重要な意思決定機関でありまするので、政府の、あるいは内閣の責任、内閣の政策との和をはかるという意味におきまして、国務大臣を委員長としたということでございますので、……

(昭和 30 年 12 月 16 日 内閣委員会 政府委員(岡部史郎君)(行政管理庁管理部長))

(参考6)

原子力委員会設置法案及び総理府設置法の一部を改正する法律案提案理由の補足説明 (参議院内閣委員会(昭和30年12月15日))

○政府委員(賀屋正雄君) それでは私からただいま提案になりました原子力委員会設置法案及び総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、簡単に補足的な説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、原子力、委員会の設置法でございますが、第一条は目的及び設置につきまして規定をいたしたのでございますが、原子力の研究、開発及び利用に関する行政につきましては、ただいま国務大臣の御説明にもございましたように、極力民主的な運営をはかる必要がある。これは昨年の学術会議におきまして、いわゆる原子力問題に関する三原則というものを声明いたされておりますが、その中にも自主性、技術の公開性と並びまして民主性というものが一つ加えられておるということにかんがみましても当然の結果であろうと思うのでございます。そこで、このたびこの行政を民主的に運営をいたしますためには、各界から選ばれました委員によってなる合議制の原子力委員会というものをまず設けまして、ここでいろいろ原子力利用に関する重要な事項について企画、審議、決定をしていただきまして、この決定に基いてと申しますより、この決定を尊重いたしまして、総理府に別の法律で設けます原子力局ができまして、これに実施を担当させる、こういういわば二本建の行政機構を考えたわけでございます。この二法律を通じまして、一応最初に申し上げておきたいと思いますのは、以下原子力利用という言葉がたくさん出て参るわけでございますが、ここにあげました原子力利用という言葉の意味でございます。まず最初に、この平和利用という平和という文字を特に掲げてございません。この点につきましては、わが国といたしましては、この原子力を軍事的に利用する意思は毛頭持たないということは、きわめて明瞭な事柄でございまして、そのことは別途社会党、自民党両党の共同提案にかかります原子力基本法におきましても、第二条に基本方針といたしまして「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」ということが明瞭に規定いたされておりますので、ここでは特に平和という文字を使わなかつた次第でございます。それから原子力利用という利用だけを使っておりますが、これには第一条にありますように、その前段階である研究及び開発と、この二つを含めまして三つの段階を総称する意味に用いております。

そこで第二条には、この原子力委員会が取り扱います所掌事務について規定をしたわけでございますが、これは一号以下に掲げてございますいろいろな事項につきまして、企画し、審議し、及び決定するのでございます。第一号は、原子力利用に関する政策でございまして、これはもとより原子力局を通じて行われます政策もありますし、また原子力利用に関する行政事務はその他通産省あるいは農林省、運輸省、厚生省こういったような各省で所掌いたしております。そういう各省が行います政策に関するものももちろん含まれるわけでございます。具体的な事項はこの第

三号以下に掲げてあるわけでございますが、まず最初に、総括的に原子力利用に関する政策について企画、審議決定するという趣旨をうたつたわけでございます。次に、第二号の「関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。」でありますから、今申しましたように、原子力利用に関する事務はいろいろ各省で行われておりますが、それがばらばらに行われましては、将来この原子力利用を発達させ、るという意味から跛行的に進んだりいたしまして思わしくないという見地から、一段高い国家的な見地から、この専務を総合調整いたします必要があるわけでございます。その点をこの委員会の所掌事務にうたつたわけでございます。それから第三号の「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。」、原子力利用を将来推進いたしますためには、国家といたしましても膨大な予算を必要として参るわけでございます。この予算は、それぞれ関係各行政機関が自分のところの所掌事務に要する経費を大蔵省に対して要求をいたすわけでございますが、その際にもやはり調整をいたす必要があるわけでございまして、従いまして、各省が要求いたします経費の見積りにつきまして、この原子力委員会が決定をする、と同時に、また各省がそういたしまして要求いたしました予算が成立いたした後におきまして、これをどういうふうに配分するかというその計画につきましても、たとえばいかなる研究にどの程度の経費を使うか、どういう研究の目的で助成金を出すかといったような、配分計画に関する事項につきまして企画、審議、決定をするわけでございます。それから第四番目は、「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。」でございますが、ここに言います核燃料物質及び原子炉の定義につきましては、原子力基本法にうたわれておる通りであります。で、その規制に関することでございますが、これもどういった規制をするかと一ることは、この原子力基本法の中に規定されておりますように、たとえば核燃料物質であれば、その生産、輸出入、所有、所持、譲渡、譲り受け、あるいは使用、輸送、そういう点についての規制が行われるわけであります。それから原子炉につきましても、たとえば建設でありますとか、あるいは改造、移動、原子炉の譲渡、譲り受けといったような行為が規制をされるわけであります。ただしその規制の具体的な内容は、この原子力基本法におきましても、別の法律で定めるところに譲られておるわけでございますが、将来この別の法律ができまして、いろいろな行為について、たとえば政府の許可あるいは認可を要するということになりました場合におきましては、この第四号によりまして、この委員会が、あるいは許可すべし、認可すべし、あるいは許可すべからず、認可すべからずといったようなことについて決定をいたすわけでございまして、現実の実際の認許可専務は別にできます原子力局が行うわけでございます。次は第五号に、「原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。」と規定されておりますが、御承知の通り、原子力は非常に大きな力を持っておると同時に、この利用に伴いましておそろしい障害を生ずるものでございますので、この防止につきましては、やはり原子力基本法におきまして、保安上あるいは保健上の見地から別の法律を設けることになつておりますが、ここにおきまして、この障害防止の基準になるような重要な事項につきましては、この原子力委員会が決定をいたすわけでございます。まあその基本方針に基きまして、具体的な細目はこれは各省の行政にゆだねられることになろうかと思うであります。第六は「原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。」でございますが、これはすでに民間の会社に対しましても、

たとえば重水の研究に要する経費の補助金といったようなものを出しているわけでございますが、そういった助成についていかなる研究につき、いかなるどの程度の、どういう方法で助成をするかといったような事柄をこの委員会では決定していただこうという趣旨でございます。第七は、「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。」となっておりますが、これがきわめて重要な事柄でございまして、どの程度の人員をどういう方法によりまして、この養成訓練をしていただくか、養成訓練するかという事柄につきまして決定をしていただく趣旨でございます。カッコに入れてございますように、「(大学における教授研究に係るものを除く。)」ということがうたってございますが、これは大学における研究の自由を尊重する趣旨におきまして、大学で講座を設けて原子力利用に関する研究をいたします場合、その講座内容にまではこの原子力委員会は立ち入らないという趣旨でございます。第八が「原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。」、これは必要な資料の収集、統計の作成、調査としてどういものがあるか、またどうい具体的な事項について調査をしてほしいといったような事柄につきまして、委員会に御決定をお願いし、それに基いて実際には原子力局なり、各省におきまして、あるいはまた民間の適当な機関におきまして、資料の収集、統計の作成、調査することになるわけでございます。九は、「その他原子力利用に関する重要事項に関すること。」といたしまして、一応八号までに、およそ今日重要と思われますところを網羅いたしましたつもりではございますが、今後いかようなことが生ずるかもばかりしませんので、一応こういう条項を設けた次第でございます。

以上が原子力委員会の所掌事務でございますが、この委員会はこういった事項につきまして企画し、審議し、決定をいたすわけでございますが、この決定をいたしまして、内閣総理大臣に報告がありました場合には、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないということになっているのでございまして、これは単なる諮問機関と申しますか、審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮問に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういったことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになっておりまして、きわめて強力な機関とされているのでございます。

第四条は、「委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。」これによりまして、第二条に掲げました重要事項につきまして、それを実際の行政面に反映させることが期待されておるわけあります。

第五条は、さらに委員会がその機能を発揮いたしますために、「その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、次料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」という規定を設けたわけでございます。

次に、本委員会の組織でございますが、これは大体条文通りで、特に御説明をする必要もなかろうかと思うであります。委員長と委員四人をもって組織するということになっておりますが、ただ普通の委員会と多少異ります点は、「委員のうち二人は、非常勤とすることができます。」、二人まで非常勤とすることができます。これはこういった重要な委員会でございますので、

できるだけりっぱな識見の高い、原子力についての知識の豊富な有力な方にお願いをいたさなければならぬわけですが、具体的な人選の場合に当りますと、常勤ということになりますれば、なかなか得がたいというような場合も考慮いたされますので、その場合には非常勤でもお願いいたすことができるような配意をいたしたような次第でございます。

次に、「委員長は、国務大臣をもって充てる。」ということになっております。以下は例文でございますので省略します。

委員の任命でございますが、これは「両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」ということでございます。三項、三項はこのような場合に設けられます例文的な規定でございます。四項には、委員となります場合の欠格条項を規定いたしたわけでございます。

任期は、三年となっております。「ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。」また「委員は、再任されることが可能である。」この点につきましては、この附則におきまして、委員が一時に全部交代されるということでは、この委員会の運営が非常に困ることになりはしないかという配慮から、順繕りに交代して行くということにいたしましたために、附則の第二項を設けまして、内閣総理大臣の指定するところによりまして、最初に任命される委員のみにつきましては、例外的に二人は一年六ヶ月、二人は三年、一年半ごとに交代をして二人ずつかかる、こういうふうにいたしたわけでございます。

それから十条は、「(委員の失職及び罷免)」でございますが、委員は、先に述べました八条四項一号、三号に該当するに至った場合には当然職を失う。それから「内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。」またこうした場合には内閣総理大臣は罷免をしなければならないことになるわけでございますが、これを反面から見ますと、この委員は相当強い身分保障が与えられておるわけでございます。

次の会議でございますが、これは委員長が招集いたしまして会議を開き、議決をいたします場合には、委員長と委員二人以上の出席がなければならないということにいたし、また議事を決します場合には、出席者の過半数でこれを決する、この出席者にはもちろん委員長は入るわけです。可否同数のときには委員長の決するところによるということになっております。

次は、委員の給与でございますが、これは「別は法律で定める。」ということになっております。これは附則の第三項に、特別職の職員の給与に関する法律というのがございまして、これに現在政府に置かれていますいろいろな委員会あるいは審議会の委員の給与の規定があるわけでございますが、これにこの原子力委員会の委員に関する給与の規定を加えたわけでございます。常勤の委員につきましては、この案においては月額七万二千円ということになっております。

それから委員会の服務につきましては、「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を一旦離れた後も同様とする。」これは常勤の委員については、当然公務員といいまして官吏服務規律、これは非常に古いものでございますが、今日残っておりますと、これによって当然このような義務が生じてくるわけでございますが、非常勤の委員につきましては、公務員

としてこれが当然適用されるかどうか若干の疑義がございますので、念のためこの規定を設けた次第でございます。

第十四条は、委員といたしまして特定の行為を禁止いたしております。第一項は、常勤の委員についての規定でございまして、第一号として、「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。」、こうした委員会を設けますことは、政党政治を超越いたしまして、中立的な立場に立った方々によって御審議願うということが必要であろうかと考えますので、この常勤の委員については規定をしてございます。それから第二項に書いてございますように、非常勤の委員は政党その他の政治団体の役員になつたり、積極的な政治活動をすることを禁止いたしました次第でございます。それから常勤の委員については、専心この原子力委員会の事務に当っていただきますために、内閣総理大臣の許可があつた場合を除くほかは、報酬を得て他の職務に従事したり、または営利事業を営んだり、その他金銭上の利益を目的とする業務を行えないことといたしました次第でございます。

それから第十二十五条は、「委員会の庶務は、総理府原子力局において処理する。」ということになっております。

大体以上が原子力委員会につきましての内容でございます。

次に、総理府設置法の一部改正する法律案については、まず総理府の任務といたしまして、第三条に「原子力の研究、開発及び利用に関する事務」という事項を総括的に掲げまして、第九条に、原子力局が担当いたします事務を羅列いたしたわけでございます。大体はこの原子力委員会が所掌いたします事務と同様でございます。

それからこの原子力局の構成でございますが、これは政府の考え方といたしましては、大体次の通常国会におきまして、一般科学技術につきまして単一の科学技術に関する行政機構を設ける予定にいたしまして、研究を重ねておるわけでございますが、この法案が準備ができまして、さらに通過、成立して、仮に科学技術庁といったようなものが設置されれば、今回おきます原子力局はこれに吸収するという考え方でございます。差し当りのスタートといたしましては、この附則に定員法の改正が出ておりますが、実際の定員の増加は來たさないという考え方のもとに、ただいま通産省の工業技術院に原子力課というのがございまして、十二名の定員がございます。それから経済企画庁に原子力室というものが設けられておりまして、ここに定員が五名あるわけでございますが、差し当りはこの両者、すなわち合計十七名の定員をこの総理府の方に移しまして、同時に、これに伴う人件費、その他庁費といったようなものを移しかえまして、この実施をいたしたいというふうに考えておるのでございまして、このために定員の純増を來たしたり、あるいは予算の増額を來たしたりしないように措置いたしたいと考えておる次第でございます。

なお、こまかいことでございますが、原子力局ができました場合におきましては、現在、総理府の部局に、たとえば調速庁でありますとか、あるいは公務員制度調査室でありますとか、一々内閣総理大臣がその事務を見切れませんので、担当国務大臣がきめられて特殊の部局を担当されておりますが、これにつきましても、同様に原子力局担当の国務大臣が設けられる予定になっております。その国務大臣は、先ほど御説明いたしました原子力委員会の委員長たる国務大臣が当

られることになりますて両者緊密な連携を保ちつつ、この行政を運営して参るという考え方になって
おるようなわけでございます。

以上簡単でございますが、両案の説明を終了いたします。